

現場代理人取扱要領

制 定 平成24年3月30日

最終改正 令和7年2月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、本市の工事請負契約書（契約約款）第10条に規定する現場代理人の資格要件、常駐義務及びその緩和措置に関する取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 現場代理人は、入札参加申込日（指名競争に付する場合にあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日。ただし、現場代理人を変更する場合にあっては変更の申請日）以前に、受注者（共同企業体の施工による請負工事にあつては代表者となる企業等）と3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第7条第1号又は法第15条第1号の規定による経營業務の管理責任者及び法第7条第2号又は法第15条第2号の規定による営業所の専任技術者は、これを兼ねることができないものとする。

(常駐義務)

第3条 現場代理人は、受注者の代理人として、工事現場の運営、取締り等を的確に行う必要があるため、当該工事のみを担当し、当該工事に係る打合せ又は資材購入等のため一時的に現場を離れる場合を除き、作業期間中常に工事現場に滞在していなければならない。

(常駐を要しない期間等)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間においては、現場代理人は、当該工事現場への常駐を要しないものとする。ただし、第6条の規定による場合を除き、他の工事の現場代理人を兼任することはできないものとする。

(1) 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間をいう。）

(2) 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間

2 前項第1号に掲げる期間においては、当該工事の現場代理人は、他の工事の主任技術者等（法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者若しくは法第26条の2の規定による専門技術者をいう。以下同じ。）を兼任することはできないものとする。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる期間においては、当該工事の現場代理人は、他の工事の主任技術者等（法第26条第3項に規定する専任を要する者を除く。）を兼任することができるものとする。ただし、当該現場代理人が第6条の規定により他の工事の現場代理人を兼任している期間においては、非専任であってもその他の工事の主任技術者等を兼任することはできないものとする。

4 第1項第3号の工場製作のみが行われている期間においては、現場代理人は、必ずしも工場

に常駐することを要しないものとする。この場合において、受注者は、工場製作過程における品質管理、安全管理等に関して責任の持てる施工体制を確保しなければならない。なお、当該期間においてのみ、契約工期内の他の期間における現場代理人とは別の現場代理人を選任することができるものとする。

- 5 第1項各号に掲げる期間は、工事ごとに設計図書若しくは工事打合簿その他の書面により明示するものとする。ただし、現場施工に着手するまでの期間設定等、工程の計画及び管理について受注者による柔軟な運用を認めるものではない。

(兼任を認める対象工事)

第5条 請負代金額が1件あたり4,500万円未満の工事の契約を締結する際、次の各号に掲げる要件を満たす場合には、現場代理人を2件まで兼務することができるものとする。ただし、工事内容等により兼務を認めることが適当でない場合は、この限りでない。

(1) 本市、西宮市上下水道局又は西宮市立中央病院発注の工事であること。

(2) 工事場所が西宮市内であること。

(3) 既に契約を締結している工事の請負代金額(変更契約をしている場合は、変更後の請負代金額)が、4,500万円未満であること。

(4) 既に契約を締結している工事で現場代理人の兼務をしていないこと。

- 2 前項の工事において、複数の工事をまとめて入札に付して、又は見積書を徴取して契約を締結した場合は、これを1件の工事として扱うものとする。

- 3 第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件を満たす場合には、現場代理人を複数兼務することができるものとする。ただし、工事内容等により兼務を認めることが適当でない場合は、この限りでない。

(1) 工場製作の過程を含む工事の工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合(工場製作のみが行われている期間に限る。)

(2) 同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)

- 4 前項第2号に該当する工事においては、複数の工事をまとめて1件の工事として扱うものとし、当該工事と他の工事が第1項の規定をみたす場合にはその2件において現場代理人の兼務を認める。

- 5 第1項及び第3項ただし書の規定を適用する場合は、特記仕様書において、現場代理人の兼任を認めない旨を明示するものとする。

(兼任を認める条件)

第6条 前条の兼任を認める対象工事において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合には、現場代理人の兼任を認めるものとする。

(1) 発注担当課との連絡体制が確保されていること。

(2) 兼任する工事現場のいずれかに必ず常駐していること。

(3) 必要に応じて現場代理人の代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の運営、取締りに支障を生じさせないこと。

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる条件に反し、工事の安全確保が図られていない、又は履行遅滞を生じるおそれがある、その他の理由により当該請負契約の的確な履行が確保されないと認められる場合には、兼任を解除し、新たに現場代理人の選任を求める等の必要な措置を講じるものとする。

(兼任の手続)

第7条 受注者は、第6条の規定により現場代理人を兼任しようとする場合は、契約締結時に「現場代理人兼任届(様式1号)」を契約管理課に提出しなければならない。

付 則

1 この要領は、平成24年4月1日から実施し、実施日以降に入札公告、指名又は見積書の徴取を行う契約について適用する。

2 現場代理人の取扱について(平成22年3月31日)は、廃止する。

付 則

1 この要領は、平成25年4月1日から実施し、実施日以降に入札公告、指名又は見積書の徴取を行う契約について適用する。

付 則

1 この要領は、平成28年4月1日から実施し、実施日以降に入札公告、指名又は見積書の徴取を行う契約について適用する。

付 則

1 この要領は、平成29年4月1日から実施し、実施日以降に入札公告、指名又は見積書の徴取を行う契約について適用する。

付 則

1 この要領は、平成31年4月1日から実施し、実施日以降に入札公告、指名又は見積書の徴取を行う契約について適用する。

付 則

1 この要領は、令和2年4月1日から実施し、実施日以降に契約する案件について適用する。

付 則

1 この要領は、令和5年1月1日から実施し、実施日以降に契約する案件について適用する。

付 則

1 この要領は、令和5年10月1日から実施する。

付 則

- 1 この要領は、令和7年2月1日から実施し、実施日現在工期末が到来していない案件についても適用する。

現場代理人兼任届

年 月 日

西宮市長 様

受注者 所 在 地 :

商号又は名称 :

代表者又は受任者名 :

㊦

当該工事の現場代理人は他の工事と兼任しますので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 当該工事

起工番号	起工 号	
工事名		
工事場所	西宮市	
請負代金額(税込)	円	
契約工期	年 月 日から 年 月 日まで	
現場代理人	(氏 名)	
連絡体制	①現場代理人の連絡先	
	②現場代理人が不在の間 その職務を代行する者(※) の氏名及び連絡先	(氏 名)
		(連絡先)

※ 現場代理人の指示のもと、現場での連絡や安全管理のほか、現場の運営・取締り等を行う者

2. 兼任する工事

起工番号	起工 号	
工事名		
工事場所	西宮市	
請負代金額(税込)	円	
契約工期	年 月 日から 年 月 日まで	
市(上下水道局・中央 病院)の主任監督員	(所 属)	
	(氏 名)	